

2017年8月15日～9月14日

消費者庁(消費者制度課)より意見募集のあった「独立行政国民生活センター法等の一部を改正する法律の施行に向けた内閣府令(案)及びガイドライン(案)に関する意見」について、消費者市民ネットとうほくとして9月14日に以下の意見を提出しました。

適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂(案)新旧対照表(以下「ガイドライン改定案」という)について

現在、全国に16の適格消費者団体が認定されているが、未だ団体数として不十分であり、各都道府県に1団体の設立が目指されているところである。ガイドライン改定にあたっては、今後も各都道府県に1団体の設立を目指して適格消費者団体の設立を推進していくことが念頭に置かれなければならない。これを前提として以下に意見を述べる。

## 1 意見1

「2. 適格消費者団体の認定(2) 団体の目的及び活動実績(法第13条第3項第2号関係)イ活動実績(イ)」(1から2頁)について、活動の「相当期間」として、現行ガイドラインの例外要件を削除し、2年以上継続していることを絶対要件とし、さらに、2年以上継続していたとしても適格消費者団体として認定された後、認定有効期間を通じて継続して活動することが困難と考えられる事情がある場合は「相当期間」要件を満たさないと改訂することには反対である。

### 【理由】

- ①現行のガイドラインの例外規定は、消費者団体訴訟制度を導入時の国会審議における担当国務大臣等の答弁(一定の固定期間を絶対的要件とするものではない)、議論を踏まえて設けられたものと考えられる。
- ②平成29年版消費者白書記載の被害件数(約905万件)、被害額(約4.8兆円)からは、現在の適格消費者団体数(16団体)では不足している。「相当期間」の要件を厳格化することは新たな適格消費者団体の申請を妨げる。
- ③認定後に継続的な活動を行っていないような場合は、監督措置の対象となるのであり、消費者庁において適切な対応を取れば足りる。しかし、これまでに活動していないとして消費者庁から監督措置を受けた適格消費者団体は存在しない。
- ④ガイドラインを改定する立法事実はないのであって、適格消費者団体に認定するかどうかという段階で、恣意的判断となりがちな将来の見通しに基づいて判断せざるを得ないような要件を導入しなければならない合理的必要性は無い。
- ⑤平成29年消費者契約法改正により適格消費者団体の認定有効期間が3年から6年に延長されたが、有効期間の延長と認定要件の加重とは必然性は無い。

## 2 意見2

「2. 適格消費者団体の認定(3) 体制及び業務規定(法第13条第3項第3号関係)ア体制」(3頁)について、体制整備の一つの目安として斟酌する事項として、社員数につき、少なくとも「会費を納入

する等により活動に参加している者が」100人存在していると改訂することには反対である。

**【理由】**

- ①現行のガイドラインでは単に人数だけを要素としている。この人数要件に関し、国民生活審議会の消費者団体訴訟制度専門調査会報告書では、団体毎の実情を踏まえた判断をすることが重要とされている。
- ②活動実績という考慮要素は、客観的ではなく、民間の非営利団体である消費者団体の本質を無視し、広く消費者の支持、支援を得るという消費者団体の理念にも反するものである。

3 「5. 監督（2）財務諸表等（法第31条第1項及び第5項関係）」（7から8頁）について、

- (1) 事業報告書には、翌事業年度の収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載しなければならないと改訂することには反対である。
- (2) 仮に、改訂し適格消費者団体の事業報告書においても事務の委託に係る報酬である弁護士報酬等の見込みを記載するのであれば、消費者契約法施行規則第29条第1項柱書（特定適格消費者団体の事業報告書の被害回復関係業務の一部の委託に係る報酬について、当該委託を受けた者の氏名又は名称を公表しない例外を定めている）同様の例外を設けるべきである。

**【理由】**

(1) について

- ①消費者庁は「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書」に基づき平成28年に消費者契約法施行規則を改正、ガイドラインを改訂し、適格消費者団体の事務負担を一定程度軽減した。
- ②ガイドライン改訂案は、事業報告書に翌事業年度の収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載しなければならないとするものであり、この適格消費者団体の事務を新たに増大させるものである。
- ③消費者契約法上、「事業報告書」と「業務計画書」とは別に規定されており目的・趣旨が異なる書類である。事業の計画も収支の報告も記載しない事業の報告書に、収支の見込みを記載するというのは、消費者契約法が求める書類ではない。消費者契約法が求めている書類の作成及び提出を、消費者庁が法令ではないガイドラインにより事実上強制することは問題である。

(2) について

- ①消費者契約法施行規則第29条第1項柱書は、特定適格消費者団体の事業報告書の被害回復関係業務の一部の委託に係る報酬について、受託者の氏名又は名称を公表しない例外を定めている。適格消費者団体と特定適格消費者団体とで異なる取扱いをしなければならない理由はなく、改訂案のように事業報告書に見込みとはいえ委託に係る報酬の記載を求めるのであれば、まずは、消費者契約法施行規則第29条を改正し、適格消費者団体を含めるべきである。
- ②仮に、今回消費者契約法施行規則第29条を改正せずにガイドライン改訂案のように改訂を行うのであれば、業務委託の費用の見込みにかかる受託者の氏名・名称は記載する必要が無いことをガイドラインで明らかにすべきである。

以上